

令和4年度第3回 総合教育会議 会議録

1 日 時 令和5年1月30日(月) 14時00分～14時33分

2 場 所 庁舎2F 多目的ホール

3 出席者

(1) 構成員

市長 片峯誠
教育長 武井政一
教育委員 上田敬子、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

(2) 説明のため出席する職員

① 市長部局

・行政経営部 行政経営部長(東剛史)、総合政策課長(小西由孝)、
総合政策課長補佐(岩熊一昌)、総合政策課係長(久富雅子)
・福祉部 福祉部長(渡部淳二)、福祉部次長(長尾恵美子)、
子育て支援課長(林利恵)

② 教育委員会事務局

・教育部 教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(桑原昭佳)、
学校教育課長補佐(平田隆輔、吉村浩一、野見山和久、有吉ひろみ)、
学校給食課長(宮本敏行)、生涯学習課長(安藤孝市)、
生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(坂口信治)、
文化財保護推進室長(原孝徳)

(3) 書記

・教育部 教育総務課総務係長(大久保恵子)、係員(赤坂夏歩)

4 協議・調整事項

議題第1号 「飯塚市教育施策の大綱」について
議題第2号 児童虐待に関する本市の組織体制について

5 議事内容 別紙のとおり

◆令和4年度第3回 総合教育会議 会議録

○市長(片峯誠)

皆様こんにちは。お忙しい中、本年度3回目の総合教育会議にご出席いただきましてありがとうございます。

今回の会議につきましては、これまでご意見を拝聴してまいりました「飯塚市教育施策の大綱」について見直しを図り、その内容について協議させていただきます。

またもう1点の協議といたしまして、皆様に様々な場面で懸案やご意見をいただいております子ども達の虐待について、福祉部の方で統合して取組をし、それに教育委員会も参画するというような新しい体系を作ったところがございますので、その件について協議させていただきます。

本日は2件の案件についてご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題第1号「飯塚市教育施策の大綱について」を議題といたします。本議題につきましては、前回の会議において大綱案をご審議いただきました教育施策の大綱について、修正案を作成いたしましたので、その内容について協議をいただくものでございます。それでは、教育総務課の方から内容について説明をお願いいたします。

○教育総務課長(梶原康治)

議題第1号「飯塚市教育施策の大綱について」説明いたします。

資料は、別冊資料1「飯塚市教育施策の大綱 新旧対照表」をお願いいたします。右側が前回の第2回総合教育会議で提案しました第3次教育施策の大綱案で、左側が前回の会議から新たに變更いたしました大綱案となります。なお、變更した部分は朱書きしております。

今回の變更案については、前回の会議後に国の第4期教育振興基本計画について、今後の教育施策に関する基本的な方針の概要が示されましたので、新たに差し替えを行っております。また、前回の会議で頂いたご意見により文言を變更する箇所と、前回会議後に、代表校長から大綱案についてのご意見を頂き、そのご意見に沿って變更する箇所がございます。それでは、頂いたご意見と併せて、變更した箇所について、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

まず、4ページの第4期教育振興基本計画の部分です。こちらは、令和5年1月13日開催の中央教育審議会の資料から抜粋したものととなります。前回の会議の時点でお示したのものから、よりまとめられた概要となっています。基本的な方針の3~5については、前回記載されていた文言と変わりありません。今回1の「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」は、前回の2「社会の持続的な発展を生み出す人材の育成」としてまとめられていた内容となります。また、今回2の「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」については、前回の1「日本型ウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育」の中でまとめられていた文言です。前回の1と2の内容について、順番を入れ替え、文言について變更・整理された形となっておりますが、方針についての参酌すべき方向性等については變更ございません。

次に6ページ5「第2次飯塚市教育施策の大綱」主な成果と課題の整理です。右側の1行目から2行目にかけて、『第2次飯塚市教育施策の大綱』において、これまで推進してきた取組をふり返り、このふり返りから見えた成果と課題を分析し、の部分ですが、ふり返りについての文言が重複しておりますので、赤字部分を削除しております。

次の7ページの主な成果の上から4番目「特別なニーズに対応した教育の推進」について外国人児童生徒に対する支援についてのみ記載しておりましたが、特別支援教育についての充実も成果があるのでは

とのご意見を頂きました。実際に、5年前と比較し、特別支援教育支援員の配置の充実、また就学指導委員会の開催等により保護者や児童・生徒のニーズに対応していることから、特別支援教育についての成果も追加記載を行っております。

同じページの下のような課題の2番目「学校指導体制の整備」についての文言ですが、これは前回総合教育会議において、教職員の長時間労働だけが課題ではないのではないかというご意見をいただきました。13ページの具体的な基本施策「教職員の働き方改革の推進」で記載しております文言と合わせまして、「持続可能な学校の指導・運営体制の構築に努める」と文言を変更しております。

次に9ページをお願いいたします。飯塚市の教育の基本理念「本物志向・未来志向のひとづくりのために」の上から5行目「デジタルとリアルを融合したキャリア教育事業のさらなる推進」と記載しております。頂いたご意見としては、後のページの具体的な基本施策、15ページの4-1①キャリア教育の推進の中には、デジタルとリアルの融合について記載がないとのご意見でございました。9ページのこの段落は、飯塚市が今後取り組んでいく施策を記載している部分で、「デジタルとリアルを融合したキャリア教育」とは、ジュニアアチーブメント事業の実施を想定して記載しているものです。基本施策の15ページのキャリア教育の推進の部分は、ジュニアアチーブメント事業のようなデジタルとリアルを融合した事業のみならず、対面で行うリアルなキャリア教育など、様々な形態でキャリア教育を推進していくことを想定し、あえて「デジタルとリアルの融合」という文言は記載しないままとしております。

同じページの基本目標1の2行目、教育DXについて記載しておりますが、教育DXの目指すところは基本目標2の方ではないかとのご意見を頂いております。これについて、国の「教育データ利活用ロードマップ」では、大綱の基本目標2とほぼ同一の内容を、教育デジタル化のミッションとして掲げています。これは、2030年頃までの長期を見据えた目指す姿であり、教育のデジタル化については、将来的には生涯学習分野に関しても目指していくところですが、飯塚市の教育施策の大綱においては、まずは学校教育における教育のデジタル化を推進するため、基本目標1に記載しているところです。そのため、基本目標に関する文言は、修正は行っておりません。

続いて5行目、「また、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する取組の推進」の所ですが、「知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成」の後に、「学びに向かう力、人間性等の涵養」を追加してはどうかというご意見です。小学校の学習指導要領の文言を参照して記載している部分となりますが、学習指導要領には、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱について記載されています。そのため、文言について追加を行っております。

次の10ページ、基本目標1の「かしこく やさしく たくましい 子どもの育成」の2行目、21世紀を生き抜く力についてです。「思考力、基礎力、実践力」の順に記載しておりました所を、「基礎力、思考力、実践力」にしてはどうかというご意見です。21世紀を生き抜く力については、国立教育研究所から21世紀型能力として、整理し発表されていますが、基礎力を土台とした思考力、実践力の3層構造として記載されておりますので、記載順をご意見のとおり、基礎力からに変更しております。

次に基本施策の13ページ、1-8学びのセーフティネットの構築の②教育機会の確保の所です。「教育支援センター等の充実を図り、多様な学びや支援の機会の確保に努めます」に「ICTを活用した」という文言を追加してはどうかというご意見をいただきました。ICTを活用した不登校支援については、現在の大綱、また次期の大綱にも記載している「ICTの活用による効果的な学習の推進」に係る事業として、今年度は、令和4年度飯塚市教育施策要綱にも記載しております。ICTの活用については、不登校支援のみに限らず、特別支援教育の充実等にも係わることとなりますので、大綱のこの部分に文言を追加するので

はなく、大綱を基礎とした各年度の施策要綱の中に、具体的に盛り込んで、整理していくことといたします。

最後に、16ページ、4-3イノベーションを牽引する人材の育成の②情報を読み解く力・活用する力の育成の記載内容についてです。これは、プログラミング教育のみで良いのかというご意見です。文部科学省の「教育の情報化に関する手引き」には、情報教育の3つの観点として、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度が記載されています。目的に応じた情報手段の適切な活用から、プログラミング教育等の情報手段の特性の理解、さらには、情報モラルの必要性や情報に対する責任等の情報社会に参画する態度等について記載されています。このことから、より広い範囲で情報教育を推進するという意味から、「情報教育の充実を推進します。」と文言の修正を行っております。

以上で、前回会議からの変更点についての説明を終わります。

なお、今回の変更案を反映させた大綱（案）を別冊資料2として提出しております。

○市長(片峯誠)

ご苦労様でした。教育委員の皆様をはじめ、今回は現場の代表校長の意見も聞きながら修正したものとして提案がありました。今の提案につきまして、委員の皆様のご意見がございましたらお伺いしたいと思えます。

○上田委員

校長先生方の意見も聞いていただいたということで、大変良かったと思えます。より多くの目を見ていただいて、また現場に寄り添ったものにする事が出来たので、より実行性のあるものになってきたんじゃないかなと思えます。あとは私達が教育施策要綱の中で具体化していかないといけないなと思えました。どうもありがとうございました。

○市長(片峯誠)

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

それではこれまでも、何度かにわたってご意見、ご審議いただきましたので、大綱につきましては協議の内容をもとに策定をさせていただきたいと思っております。またその後には、教育委員の皆様にご報告させていただきますので、今上田委員がおっしゃいましたとおり、やはりそれを実現性のあるものにし、子供たちに反映できるものにしていけるよう今後とも頑張っていきたいと思っております。これまでのご審議、ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題第2号「児童虐待に関する本市の組織体制について」を議題といたします。内容について、子育て支援課長、よろしくお願ひします。

○子育て支援課長（林利恵）

本日は児童虐待の現状と、令和4年4月からの組織体制、取組等のご説明をさせていただきます。

まず1ページをご覧ください。児童虐待の現状として、全国の児童相談所の対応件数の推移と、子育て支援課における相談対応件数の推移、及び本市の要保護児童等の現状を示した資料を作っております。本市の相談件数はご覧のとおり、令和2年度の851件から令和3年度の1949件、大幅に増加しております。この数字は令和4年度になっても同じように増加傾向にございますが、ここでカウントしております相談件数につきましては、通告など、警察や学校などからの情報提供をはじめ、市の子ども家庭支援員や虐待対応専門員が、子どもたちやその家庭と相談の支援を行った件数なども合わせておりますので、通告も増加しておりますけれども、市もその対応を手厚く行っているために、増加の要因にはなっているところでございます。

また右下の要保護児童等についても、令和3年度末より増加しており、12月末の数値では要保護児童が

142世帯245人、要支援児童が28世帯50人、特定妊婦が45人となっております。

なお、要保護児童等がどのような子ども達を指すのかということについては、ページが変わりますが、3ページのほうに記載しておりますので後ほどご覧ください。

2ページをご覧ください。市では、令和4年度の4月から組織改編を行い、図のような配置で業務を行っているところでございます。

新体制では、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員として社会福祉士を2名雇用し、また専門的な見地からアドバイスをいただき支援を行うため、弁護士、心理士、小児科の医師を非常勤特別職として配置しております。また、保健師が所属する母子保健係が、子育て支援課の方に移管されて、妊娠期からの切れ目のない支援を現在行っているところでございます。

3ページをご覧ください。要保護児童対策地域協議会、こちらは要保護児童の早期発見及び適切な保護、または要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るために、児童福祉法に基づき設置された組織でございます。下段に示されているような、要保護児童等に対し、児童相談所や警察、学校、保育施設などが連携して関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関支援を行う組織となっております。

この機関内では守秘義務が課せられておりますので、個人情報を含めた情報共有を行い支援を行っているところでございます。

最後に4ページをご覧ください。教育委員会と市の連携につきましては、今年度行った取組についてまとめて記載しております。まず、庁内連携会議につきましては、飯塚市の子どもをみんなで守る条例に基づく来年度の年次行動計画等について協議するために、来月2月3日に会議を開催する予定としております。それ以外でも、今年度は既に2回一緒に会議を行い、虐待についての話し合いを行っております。

また、今年度は教育委員会でも、教職員のための虐待対応ガイドラインを改正されておりますけれども、子育て支援課でも新体制になってすぐに、市内の各小中学校を訪問し、情報共有と通告のお願いを行っており、現在不登校の問題も含めて様々なケースで、学校と一緒にやって対応しているところでございます。それと令和4年の8月ですけれども、こちらは子どもの虐待防止における研修会を開催いたしまして、学校の先生方もちょうど夏休みでしたので参加していただいております。このような感じで、連携を図っているところでございます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わります。

○市長(片峯誠)

ありがとうございました。これまでも子育て支援課と教育委員会が連携して、学校現場とともに取り組んでおりましたが、この虐待に関する支援体制、早期発見体制について非常に複雑なところがありましたので、本年度4月から横の連携をできるように、2ページにあるような組織化を図るとともに、専門員も主として配置して、より細かな分析をしながら、支援に当たるという体制を構築してくれております。今の説明につきまして、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

○上田委員

コロナ禍もあり虐待件数も増えてきているということで、対応も大変なんじゃないかなというふうに拝察いたします。このように件数が増えてきているというのは、発見ができてきているということで、悪いことばかりではないんじゃないかなと思っております。一つ分からないところがありまして、2ページの組織図で、下の緑の部分の子ども家庭相談係の組織なんですけど、ここが係長さんを筆頭に、事務処理職員対応職員がありまして、その下に安全確認対応職員、子ども家庭支援員(保健師)がいらっやって、その下の子ども家庭支援員が二つに分かれてあって、そこからまた下に母子父子自立支援員、虐待対応専門員というように、右と左と同じような形で組織がなっているので、これはこのように分けて

あるのはどのような違いがあるのかなと思ひまして質問させていただきます。

○子育て支援課長（林利恵）

少し見にくい組織図になっており申し訳ございません。子ども家庭支援員の下に母子父子自立支援員1名、虐待対応専門員が2名いますが、Aグループ、Bグループと言いましょか、1人の子ども家庭支援員、こちらが社会福祉士でソーシャルワークをできる職員ですので、ソーシャルワークのできる職員の下に、母子父子自立支援員と虐待対応専門員が1チームになりまして、それぞれ同じ業務ですが、担当地区でチームを分けて、お互いに何かあったときにはフォローができるような形にしております。それを、これだけの人数がいるということを強調しすぎておりまして、見にくいですけれどもそういう意味でこのように表示しております。こちらが分かれているからといって業務が異なるわけではございません。

○上田委員

知らない人には分かりにくかったかなと。校務分掌とかではなかなか見られない組織図だなと思つてですね、ちょっとお聞きしてみました。

○安永委員

組織図のところで、実際に対応するときは、この方々が一斉に情報を共有したりするのはどういう形でされているのでしょうか。

○子育て支援課長（林利恵）

通告があった場合は、その場ですぐに緊急受理会議という形で、担当地区の虐待対応専門員もしくは母子父子自立支援員、それから子ども家庭支援員と係長等で情報共有を行つて対応いたしております。

また週に1回、この緑のところは子ども家庭総合支援拠点という今年度から開始された体制なんですけど、拠点会議というものを行つておりまして、この拠点会議には、今申し上げました子ども家庭支援員2名と母子父子自立支援員、虐待対応専門員、全員参加いたしまして、それに弁護士、心理士、医師も参加をしまして、みんなでその1週間にあった虐待の対応状況等を協議し合つております。

○大隈委員

週に1回会議をして情報共有をするということなんですけども、子どもたちが保育園または学校に在籍する場合に、その委員や学校の職員が一緒になって会議をすることはありますでしょうか。

○子育て支援課長（林利恵）

個別ケース検討会議と申しまして、子どもに対してのケース会議というものについては、学校だったり保育園の先生だったり、そのときには児童相談所等も一緒になってすることも多いですけども、そういった形で合同で会議を開いております。

○市長（片峯誠）

今子育て支援課の方では、様々な相談が寄せられており、民間の企業と組んで相談業務についてのDX化を図つて、情報収集や子ども家庭に関わる時間を増やすということにチャレンジしております。

もう一つは、これはもう少し時間がかかりそうですが、虐待なのかどうかという判断にAI診断を加味させることについて、今全国の先端を切つて、チャレンジしようとしてくれています。また、それらの件が具体化してまいりましたら、この組織の在り方も若干変わるかと思ひます。その都度、決まりましたら報告をさせていただきます。

本日設定いたしました議題についての協議は終了いたしましたので、せつかくの機会ですので、他に何かお話しされたいことはございませんでしょうか。

他に無いようですので、これをもちまして、令和4年度第3回総合教育会議を閉会いたします。

ありがとうございました。